

建設業許可申請・変更等の手引



岐阜県県土整備部技術検査課

令和3年1月

この手引は岐阜県知事許可用に作成しています。

目 次

I	建設業許可制度の概要	1
II	許可の要件（法第 7 条・第 15 条）	3
1	適切な経営能力を有すること	3
2	適切な社会保険等に参加していること	4
3	専任技術者	5
4	誠実性	7
5	財産的基礎等	8
III	欠格要件（法第 8 条、同法第 17 条(準用)）	9
IV	許可申請の手続	11
1	申請区分と申請手数料	11
2	申請窓口	12
3	申請方法	12
4	申請に必要な書類（法定書類）	13
5	申請書類の入手方法	14
6	標準処理期間	14
V	許可を受けた後の手続	15
1	変更等の届出（法第 11 条）	15
2	廃業等の届出（法第 12 条）	15
3	許可の更新等	15
4	変更の届出に必要な書類（法定書類）	16
VI	申請・変更等に係る確認資料	18
VII	事業承継（法第 17 条の 2・第 17 条の 3）	22
VIII	その他	23

（資料）

- ・資料 1 「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」 [国土交通省]
- ・資料 2 「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」 [国土交通省]
- ・資料 3 「指定学科一覧」
- ・資料 4 「一般建設業に係る実務経験要件の緩和」
- ・資料 5 「個人情報の取扱いについて」

I 建設業許可制度の概要

○ 建設業法の目的

建設業法（以下「法」という。）は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

○ 建設業とは

「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で次の29業種に区分されています。

建設工事の種類 (29 業種)	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
--------------------	--

※ 業種区分については、資料1「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」をご確認下さい。

※ 「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。資材の納入、調査業務、運搬業務、除草、除雪などは、その内容自体が建設工事ではないので、建設工事の請負契約には該当しません。

○ 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事(*)のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、土木、建築など29の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

* 「軽微な建設工事」は、下記の建設工事が該当します。

建築一式工事 → 工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事
又は延べ面積150m²未満の木造住宅工事

その他の建設工事 → 工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

(注1) 請負代金の額は、工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

(注2) 注文者が材料を提供する場合においては、その価格を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額とします。

(注3) 請負代金には消費税及び地方消費税の額を含みます。

○ 知事許可と大臣許可

建設業の許可は、1つの都道府県の区域内のみに営業所(*)を設けて営業しようとする場合はその区域を管轄する都道府県知事が、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合は国土交通大臣が許可を行います。

岐阜県知事許可	岐阜県内のみに営業所を設置して建設業を営む者 (例：本店が岐阜市、支店が高山市にある者)
国土交通大臣許可 (中部地方整備局)	岐阜県内に主たる営業所を設置し、 他の都道府県にも営業所を設置して建設業を営む者 (例：本店が岐阜市、支店が名古屋市にある者)

- *「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事業所をいいます。
- *「常時請負契約を締結する事業所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為をする事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所の代表する者であるか否かを問いません。
- * 許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

○ 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。

一般建設業	発注者から直接請け負う1件の建設工事(元請工事)につき、 総額4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上の下請契約を締結することができません。
特定建設業	発注者から直接請け負う1件の建設工事(元請工事)につき、 総額4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上の下請契約を締結することができます。

- ※ 発注者、注文者からの受注金額には制限はありません。
- ※ 発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。
- ※ 1つの建設業者が、同一の業種について一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

○ 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は、5年間です。

- ※ 5年ごとに更新を受けなければ許可は失効します。
- ※ 許可の更新手続中であれば、有効期間満了後であっても許可又は不許可の処分がなされるまでは、従前の許可が有効です。

Ⅱ 許可の要件（法第7条・第15条）

建設業の許可を受けるためには、次の5つの要件をすべて満たさなければなりません。

1 適切な経営能力を有すること

次のイ又はロのいずれかに該当すること

イ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

許可を受けようとする者は、常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 建設業に関し、経營業務の管理責任者として5年以上の経験を有する者
- (2) 建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者
 - ① 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
 - ② 6年以上経營業務を補佐した経験

ロ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者

許可を受けようとする者は、常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者における5年以上の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くことが必要です。

- (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

※常勤役員等を直接に補佐する者が財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができます。

※財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算するものとします。

（注1）「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、又はこれらに準ずる者をいいます。「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいいます。

（注2）「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに

該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

なお、「役員」には、「これらに準ずるもの」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

(注3)「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいいます。

(注4)「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

(注5)「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいいます。

(注6)「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、建設業の業種ごとの区別はありません。

(注7)「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。

(注8)「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。

(注9)「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。

(注10)「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

(注11)「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

※1イ(2)①②、ロの詳細については、申請窓口の土木事務所にご相談下さい。

2 適切な社会保険等に参加していること

適切な社会保険等への加入として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、それぞれ適正に参加している必要があります。

(1) 健康保険及び厚生年金保険は、法人の事務所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

(2) 雇用保険は、労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

3 専任技術者

許可を受けようとする建設業（業種）に関して、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有した常勤の者を専任で配置することが必要です。

【営業所の専任技術者となり得る技術資格要件】

一般建設業（法第7条第2号）	
イ 指定学科卒業 + 実務経験	
許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、	
① 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの	
② 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの	
③ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めた者	
④ 旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者	
ロ 実務経験 10年以上	
ハ 国家資格者等（1級、2級資格者）	
特定建設業（法第15条第2号）	
イ 国家資格者	・ 建設業法及び建築士法による技術者（1級資格者） ・ 技術士法による資格者
元請 4,500 万円以上の工事について	+ 法第7条第2号 イ [指定学科卒業 + 実務経験]
ロ 指導監督の実務経験 2年以上	+ 法第7条第2号 ロ [実務経験 10年以上]
【指定建設業(*)を除く】	+ 法第7条第2号 ハ [国家資格者等（2級資格者）]
ハ 大臣特認（同号イと同等以上）	
ハ 大臣特認（同号ロと同等以上）【指定建設業を除く】	

* 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業をいいます。

営業所専任技術者となり得る国家資格等、指定学科については下記をご確認ください。

- ・ 資料2「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」
- ・ 資料3「指定学科一覧（建設業法施行規則第1条）」

- ※ 技術資格要件を満たしていれば、1人で複数業種の専任技術者を兼務できます。
- ※ 常勤役員等が専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って兼務ができます。

※ **営業所の専任技術者は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。**

下記の要件をすべて満たす場合に限り、例外的に主任技術者になることができます。

- ① 工事現場への専任を要する工事（＊）でないこと
- ② 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- ③ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ④ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること

＊ 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上のもの【民間工事、下請工事であっても適用されます。】

（注 1）「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行います。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とは認められません。

- ・住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（注 2）「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱います。

実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入できます。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

技術的な共通性の強い業種間での実務経験年数の振替については、資料 4「一般建設業に係る実務経験要件（建設業法第 7 条第 2 号ロ）の緩和」をご確認下さい。

（注 3）「指導監督的実務経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円（昭和 59 年 10 月 1 日前の経験にあつては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前の経験にあつては 3,000 万円）以上であるものに関して、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。

4 誠実性

申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

（注1）「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

（注2）申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。

（注3）許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

5 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、申請者が建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

○一般建設業（法第7条第4号）

次のいずれかに該当すること。

- ① 自己資本の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

（注1）「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

（注2）この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。

（注3）「500万円以上の資金を調達する能力」については、申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書（証明基準日が申請直前1か月以内のもの）により確認します。

○特定建設業（法第15条第3号）

次のすべてに該当すること

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
- ② 流動比率が75%以上であること
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

（注1）「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいいます。

「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

（注2）この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。

【資本金についてのみ適用】当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱います。

Ⅲ 欠格要件（法第 8 条、同法第 17 条（準用））

許可申請者やその役員若しくは令第 3 条に規定する使用人が次の第一号から第十四号までのいずれか（許可の更新を受けようとする場合は、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当する場合、また、許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、許可は受けられません。

【建設業法第 8 条】

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- 三 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）
- 十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者

についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【建設業法施行令】

（法第8条第8号の法令の規定）

第3条の2 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）
- 二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十六条
- 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第百一条
- 五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条の規定に違反した者に係る同法第百十七条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により適用される場合を含む。第七条の三第三号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第六条の規定に違反した者に係る同法第百十八条第一項
- 六 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条の規定に違反した者に係る同法第六十四条
- 七 労働者派遣法第四条第一項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第五十九条

IV 許可申請の手続

1 申請区分と申請手数料

建設業許可の申請区分ごとの手数料は、下記のとおりです。

なお、一般建設業と特定建設業を同時に1つの申請書で申請することや、更新の申請時に有効期間が残っている（許可日が異なる）業種の許可日を一本化することもできます。

[]は、一般と特定の両方を申請する場合の手数料

申請区分	内 容	申請手数料(円)
1 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合	9 万 [18 万]
2 許可換新規	営業所の新設、廃止、移転等により、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合 1. 国土交通大臣許可 → 岐阜県知事許可 2. 他都道府県知事許可 → 岐阜県知事許可	9 万 [18 万]
3 般・特新規	1. 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 (*)	9 万
4 業種追加	1. 一般建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可を受けている者が、他の業種について特定建設業の許可を申請する場合	5 万 [10 万]
5 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5 万 [10 万]
6 般・特新規 + 業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	14 万
7 般・特新規 + 更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	14 万
8 業種追加 + 更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10 万 [15 万・20 万]
9 般・特新規 + 業種追加 + 更新	「般・特新規」「業種追加」「更新」を同時に申請する場合	19 万

* 許可を受けている特定建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、当該特定建設業を廃業し、般・特新規として申請することとなります。

特定建設業の許可を受けている者が、特定建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業した後、新たに一般建設業の許可を申請することとなります。（新規許可申請となります。）

「更新」申請は、有効期間満了日の3か月～30日前までに行ってください。
(同時に「般・特新規」「業種追加」を行う場合は2か月前までに申請して下さい。)

○許可申請手数料の納入方法

「岐阜県収入証紙納付書」の所定欄に「岐阜県収入証紙」を貼付して下さい。

※ 申請を取下げた場合も、納入された手数料は、返還しません。

2 申請窓口

岐阜県知事許可の申請窓口は、主たる営業所（本店等）の所在地を管轄する土木事務所の総務課管理調整係又は契約係です。

主たる営業所の所在地	申請窓口	郵便番号/住所	TEL(代表)
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜土木事務所	500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第 1 棟 8 階	058-214-9525
大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡	大垣土木事務所	503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111
揖斐郡	揖斐土木事務所	501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111
関市、美濃市	美濃土木事務所	501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011
郡上市	郡上土木事務所	501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	0575-67-1111
美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡	可茂土木事務所	505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111
多治見市、瑞浪市、土岐市	多治見土木事務所	507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111
恵那市、中津川市	恵那土木事務所	509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
下呂市	下呂土木事務所	509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	0576-52-3111
高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域を除く）、大野郡	高山土木事務所	506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111
高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域）、飛騨市	古川土木事務所	509-4263 飛騨市古川町上野 617-1	0577-73-2911

3 申請方法

申請書類の提出及び許可通知書等の交付は、窓口での手渡しにより行います。

※ 郵送でのやりとりは原則として認めておりません。郵送を希望する場合は、あらかじめ提出先の土木事務所までお問い合わせ下さい。

なお、郵送の場合は返信用封筒を同封して下さい。

（送付時、返信時とも、書留、レターパック等の配達状況が確実にわかる方法として下さい）

4 申請に必要な書類（法定書類）

申請には申請書（法定書類）と確認資料が必要です。

■ 申請書 [正本 1 部、副本 2 部（申請者返却用 1 部・閲覧用 1 部）]

「添付」欄：★正本及び副本のうち 1 部（申請者返却用）にのみ添付

「申請区分」欄：○必須書類、●該当する場合に提出、◎いずれかを提出、
△変更がない場合は省略可

添付様式番号申請書及び添付書類			申請区分					備考
			新規		般特 新規	業種 追加	更新	
			法人	個人				
	第 1 号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	個人は不要
		別紙 1 役員等の一覧表	○		○	○	○	
		別紙 2 (1) 営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○		
		別紙 2 (2) 営業所一覧表(更新)					○	
		別紙 4 専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	
★	岐阜県様式	岐阜県収入証紙納付書	○	○	○	○	○	
	第 2 号	工事経歴書	○	○	○	○		
	第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○		
	第 4 号	使用人数	○	○	○	○		
	第 6 号	誓約書	○	○	○	○	○	
★	法務局	*登記されていないことの証明書(1)	◎	◎	◎	◎	◎	p.14 参照 (1)及び(2)又は(3)の いずれかを提出
★	本籍市町村	*身分証明書(2)						
★	診断書	*医師の診断書(3)	◎	◎	◎	◎	◎	
★	第 7 号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	
		別紙 常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	
	第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	
★	第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○		8 号に記載した技術 者の該当資格の書類 を添付 (削除時は不要)
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)						
★		卒業証明書(写)						
★	第 9 号	実務経験証明書	○	○	○	○		
★		監理技術者資格者証(写)						
★	第 10 号	指導監督の実務経験証明書						
	第 11 号	令 3 条使用人の一覧表	●	●	●	●	●	支店がある場合等
★	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	経管者は不要
★	第 13 号	令 3 条使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	●	12 号提出者は不要
		定款	○		△	△	△	
★	第 14 号	株主(出資者)調書	○				△	
	第 15 号	貸借対照表	○					
	第 16 号	損益計算書	○					
	第 17 号	株主資本等変動計算書	○					
	第 17 号の 2	注記表	○					
	第 17 号の 3	附属明細表 ← 資本金1億又は負債 200 億円以上の株式会社のみ	●					
	第 18 号	貸借対照表		○				
	第 19 号	損益計算書		○				
★	県税事務所	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○				法人又は個人事業税
★	法務局	*登記事項証明書(商業登記簿謄本)	○	●	△	△	△	
	第 20 号	営業の沿革	○	○			○	
	第 20 号の 2	所属建設業者団体	○	○			△	
	第 20 号の 3	主要取引金融機関名	○	○			△	

* の書類は申請日の直前 3 か月以内に発行されたものを添付して下さい。(副本は写しで可)

○建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類

法人の役員、個人事業主及び令第3条に規定する使用人について必要。

※ 相談役及び顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要

以下の(1)又は(2)の書類を提出して下さい。

(1) 登記されていないことの証明書及び身分証明書

○ 登記されていないことの証明書

【岐阜県内の窓口申請】

岐阜地方法務局 戸籍課 ※ 支所・出張所では申請できません

岐阜市金竜町5-1 岐阜合同庁舎内 TEL: 058-245-3225

【郵送による申請】

東京法務局 民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL: 03-5213-1360 (ダイヤルイン)、03-5213-1234 (代表)

(参考) 東京法務局: 登記されていないことの証明書の説明及び請求方法

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

○ 身分証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、
また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

本籍地の市町村(戸籍事務担当課)に申請して下さい。 ※ 外国籍の方は添付不要

(2) 医師の診断書

契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

医師に作成を依頼して下さい。

診断書作成例は、申請書類等の様式(下記5)をご覧ください。

■ 確認資料 [1部]

確認資料を申請書と別綴じて1部提出して下さい。

申請区分ごとに必要な確認資料については、p.18「VI 申請・変更等に係る確認資料」をご確認下さい。

5 申請書類の入手方法

■ 申請書等の様式

【ファイルダウンロード】

岐阜県公式ホームページの下記ページからダウンロードできます。

トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 建設業許可 様式等ダウンロード

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/DL_kyoka.html

【用紙購入】

(一社) 岐阜県建設業協会にて用紙を購入することができます。

〒500-8502 岐阜市藪田東1丁目2番2号 建設会館2F 労働課

TEL: 058-273-3344 FAX: 058-273-3138

6 標準処理期間

土木事務所に書類提出後、おおむね50日程度(休日は含まない)

* 上記の期間は、適正な申請を前提としており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含みません。また、適正な申請がなされていても、審査のため、申請者に必要な資料の提供等を求めている期間、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

V 許可を受けた後の手続

1 変更等の届出（法第 11 条）

許可を受けた後、許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたとき、事業年度を終了したときなどは、その旨の変更届出書を許可行政庁に提出しなければなりません。

※ 変更等の届出窓口は、許可申請を行った土木事務所です。

変更事由	提出期限
1 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき 2 専任技術者を変更したとき 3 令第 3 条に規定する使用人（支店長、営業所長）を変更したとき 4 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者又は専任技術者が欠けたとき 5 欠格要件（法第 8 条第 1、7～13 号）に該当することになったとき 6 健康保険等の加入状況に変更があった場合（従業員数を除く）	事実の発生から 2 週間以内
7 商号又は名称を変更したとき 8 営業所の新設をしたとき 9 既存の営業所の名称、所在地又は業種等を変更したとき 10 法人の資本金額（又は出資総額）に変更があったとき 11 法人の役員等に変更があったとき 12 個人の事業主又は支配人に変更があったとき	事実の発生から 30 日以内
13 事業年度（決算期）を経過したとき [事業年度終了届] 14 使用人数に変更があった場合 15 令第 3 条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合 16 定款に変更があった場合 17 健康保険等の加入状況に変更があった場合（従業員数のみ）	毎事業年度終了後 4 か月以内

2 廃業等の届出（法第 12 条）

許可を受けた建設業を廃止等した場合は、30 日以内に許可行政庁へ廃業届を提出しなければなりません。

※ 廃業届に基づき、建設業許可の取消し（法第 29 条第 1 項第 4 号）が行われます。

廃業等の届出事由	届出をすべき者
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人
法人が合併により消滅したとき	役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	清算人
許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	法人－法人の役員 / 個人－本人

3 許可の更新等

建設業許可の有効期間は 5 年です。継続して建設業を営もうとする場合は、期間が満了するまでに許可の更新申請が必要です。

また、同一区分内で新たな業種の許可を取得する場合（業種追加）、一般建設業の許可を特定建設業に変更する場合（般・特新規）、営業所所在地の変更等により許可行政庁が変更となる場合（許可換え）については、許可の申請が必要です。

4 変更の届出に必要な書類（法定書類）

(1) 変更届出書

届出には変更届出書（法定書類）3部（正本1部、副本2部）と確認資料1部が必要です。

「添付」欄：★正本及び副本のうち1部（申請者返却用）にのみ添付／「届出区分」欄：○必須書類、●該当する場合に提出、◎いずれかを提出、△変更がない場合は省略可

届出区分ごとに必要な確認資料については、p.17「VI 申請・変更等に係る確認資料」をご確認ください。

添付	様式番号	変更届出書及び添付書類	常勤役員等	専任技術者	令3条の使用人支配人	常勤役員等専任技術者の不在	資格要件該当	営業所		商号 名称 組織変更	資本金	役員等		社会保険等	備考
								新設	所在地業種の変更等			新規追加	変更退任		
	第22号の2	変更届出書(第一面) 〃(第二面)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	第1号	申請書 別紙1 役員等の一覧表										○	○		個人は不要
	第6号	申請書 別紙4 専任技術者一覧表 誓約書		○				○							
★	法務局	*登記されていないことの証明書(1)													
★	本籍市町村	*身分証明書(2)			◎			◎				◎			p.14 参照 (1)及び(2)又は(3)のいずれかを提出
★	診断書	*医師の診断書(3)			◎			◎				◎			
★	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙 常勤役員等の略歴書	○												
	第7号の3	健康保険等の加入状況	○											○	従業員数を除く
★	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)		○				○	△						
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)													
★		卒業証明書(写)		○				○	△						8号に記載した技術者の該当資格の書類を添付 (削除時は不要)
★	第9号	実務経験証明書													支店がある場合等
★		監理技術者資格者証(写)													
★	第10号	指導監督の実務経験証明書													
	第11号	令3条使用人の一覧表			○			○							
★	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査書										○			
★	第13号	令3条使用人の住所、生年月日等に関する調査書			○			○							12号提出者は不要
★	第14号	株主(出資者)調査書									○	△	△		
★	法務局	*登記事項証明書(商業登記簿謄本)			●			△	△	○	○	○	○		
★	第22号の3	届出書				○	○								
★		*戸籍抄本又は住民票抄本	△	△	△								△		氏名の変更の場合
		確認資料	○	○	○			○	●			○	○	○	

* の書類は申請日の直前3か月以内に発行されたものを添付して下さい。(副本は写しで可)

(2) 廃業届

第22号の4「廃業届」を2部（正本1部、副本1部）提出して下さい。

※一部廃業の場合の同時提出書類

○廃業する業種を担当していた専任技術者について、①又は②のいずれかを添付して下さい。

- ① 引き続き専任技術者となる場合（他の業種を担当 等）
→ 様式第8号 専任技術者証明書 及び 様式第22号の2 変更届出書
- ② 専任技術者でなくなる場合（退職 等）
→ 様式第22号の2 変更届出書 及び 様式第22号の3 届出書

○「従たる営業所」がある場合

廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、
「様式第22号の2 変更届出書（第一面）及び（第二面）」を提出して下さい。

(3) 事業年度終了届

届出には「事業年度終了届用」変更届出書（法定書類）3部が必要です。

「添 付」欄：★正本及び副本のうち1部（申請者返却用）にのみ添付

「届出区分」欄：○必須書類、●該当する場合に提出、△変更がない場合は省略可

添付	様式番号	変更届出書及び添付書類	届出区分		確認資料	備 考
			法人	個人		
		[事業年度終了届用]変更届出書	○	○		
	第2号	工事経歴書	○	○		
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○		
	第15号	貸借対照表	○			
	第16号	損益計算書	○			
	第17号	株主資本等変動計算書	○			
	第17号の2	注記表	○			
	第17号の3	附属明細表	●			資本金1億又は負債200億円以上の株式会社のみ添付
		事業報告書	○			株式会社のみ添付
	第18号	貸借対照表		○		
	第19号	損益計算書		○		
★	県税事務所	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○		法人又は個人事業税
	第4号	使用人数	△	△		
	第7号の3	健康保険等の加入状況	△	△		従業員数のみ
	第11号	令3条使用人の一覧表	△	△		支店がある場合等
		定款	△			原本証明が必要

Ⅵ 申請・変更等に係る確認資料

岐阜県知事への建設業許可の申請・変更等の届出に際しては、
以下の確認資料を申請書等（法定書類）と別綴じて1部提出して下さい。
なお、下記資料で確認ができないときは、他の資料を提出していただく場合もあります。

申請等区分別 確認事項一覧 ○必須書類、●該当する場合に提出、△変更がない場合は省略可

申請・届出区分 確認事項	許可申請				変更届出							廃業 届
	新規	般・特 新規	業種 追加	更新	営業所 新設等	常勤役 員等	専任 技術者	令3条 使用人	新任 役員等	社会保 険等	事業年 度終了	
1 申請書記載事項		○	○	○								
2 役員等確認表	○	○		○	○			○	○			
3 営業所要件(本店・支店)	○				○							
4 常勤性	○	○	○	○	○	○	○*2					
5 資格・経験等												
(1) 常勤役員等	○	○	○			○						
(2) 専任技術者	○	○	○	△*3	○		○					
6 一般建設業許可の 財産的基礎	○	△*5	△*5									
7 健康保険等の加入状況	○	○	○	○						○		
8 法人番号 *6	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
9 廃業理由												△*7

*2 技術者資格の変更のみの場合については、省略可

*3 大臣特認等の有効期限がある資格の場合のみ提出要（監理技術者資格者証は提出不要）

*5 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合は省略可

*6 平成28年11月1日以降に初めて書類を提出する場合に添付

*7 廃業理由が「(5)許可を受けた建設業を廃止したため」以外の場合に添付

1 申請書記載事項(申請者氏名等)の確認【法人のみ】

商業登記簿謄本(発行後3か月以内のもの。写し可。)

2 役員等確認表

役員等(申請書 別紙一に記載した者)、令第3条に規定する使用人、個人事業主及び支配人について、役員等確認表に記入し、提出して下さい。(新任の役員等の届出の場合は、該当者のみ記載して下さい。)

3 営業所要件の確認(本店及び支店)

(1) 営業所の写真

営業所の全景(看板・表札等を含む)、入口、内部(什器・電話)、許可票(新規を除く)が確認できるもの(看板・表札・許可票は、記載内容が判読できるように撮影して下さい。)

(2) 営業所の所有状況の確認

営業所を使用する権原を確認するために、当該営業所が自社(自己)所有又は賃貸借等であることの別を(1)の写真に併せて明記して下さい。

4 「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」「専任技術者」の常勤性の確認

○法人の場合

健康保険被保険者証の写し（被保険者記号・番号部分にマスキングを施したもの）

- * 新規採用者は、受付印のある資格取得届も可。
- * 健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合（厚生年金のみ適用）は、国民健康保険被保険者証及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書の写しを提出して下さい。

○個人事業者の場合

① 事業主本人

国民健康保険被保険者証の写し

② 常時5人以上の従業員を使用する事業所（社会保険強制適用事業所）の従業員

ア 事業主の家族である従業員（社会保険の適用除外である場合に限りです。）

国民健康保険被保険者証の写し、申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

イ 上記以外の従業員

上記「法人の場合」と同じ

③ 常時使用する従業員が5人未満の事業所に勤務する従業員

国民健康保険被保険者証の写し、申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

○上記で確認できない場合（下記のいずれかの写し）

- ・ 出向者：健康保険被保険者証、出向辞令書等及び出向先での勤務状況が確認できる書類
- ・ 従業員：国民健康保険被保険者証、申請直前3か月分の賃金台帳及び出勤簿
 - * 新規採用者の場合は、申請時には雇用契約書を提出し、1か月後に出勤簿及び給与支払が確認できる資料を提出して下さい。
- ・ 専従者：国民健康保険被保険者証及び直近の確定申告書（専従者の欄に記載のあるもの）
- ・ 役員：国民健康保険被保険者証及び直近の確定申告書（表紙及び役員報酬内訳）
- ・ 後期高齢者等（75歳以上の方）：厚生年金保険70歳以上被用者該当届 等

5 資格・経験等の確認

（1）「常勤役員等」としての経験の確認

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書に記載した「経験年数」のうち5年間について経験（地位、年数、業種等）の確認のため、下記資料を提出して下さい。

下記資料で業種が確認できない場合、契約書又は注文書の写し等工事請負の実態及び業種がわかるものを提出していただきます。

- ・ 提出は、対象期間において各年1件以上
- ・ 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できる書類（見積書、請求書等に発注者の証明があるものを含む。）は確認資料として認める。

○法人の常勤役員の経験

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

○個人事業主の経験

対象期間分の所得税の確定申告書の写し

- * 原則、税務署の受付印のあるもの

- * 電子申告の場合は、申請、受信通知画面を印刷したもの等、適正に受付されたことがわかるものを添付

○令第3条に規定する使用人の経験

行政庁の受付印がある許可申請書、変更届出書の写し

- ※ 過去に建設業許可業者において経營業務管理責任者を務めていた方について、その当時の許可申請書類を確認資料としたい場合には、個別にご相談下さい。
- ※ 経營業務の管理責任者の補佐経験、経營業務の管理責任者に準ずる地位としての経験、常勤役員等を直接に補佐する者の経験、役員等に次ぐ職制上の地位としての経験に関する確認資料については、個別にご相談下さい。

(2) 「専任技術者」の資格の確認

○国家資格者の場合

合格証明書、免許証等の写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

- * 実務経験が必要な資格は、「実務経験証明書」も申請書等への添付が必要です。
- * 「電気工事士免状（第1種、第2種）」、「消防設備士免状（甲・乙）」及び「監理技術者資格者証」については、写しを提出して下さい（原本の提示は不要）。

○実務経験の場合

「実務経験証明書（様式第9号）」を申請書等に添付するとともに、下記資料を提出して下さい。

- ※ 実務経験期間の重複は認められません。法第7条第2号ロ該当の場合、1業種ごとに10年の実務経験が必要です。（2業種の場合 20年）

① 実務経験内容を確認できる資料

「実務経験証明書」において、業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書の写し等工事請負の実態及び業種がわかるものを提出していただきます。

- ※ 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できる書類（見積書、請求書等に発注者の証明があるものを含む。）は確認資料として認める。

② 指定学科の卒業証明書（法第7条2号イの場合）

- * 卒業証明書の場合は、原本を申請書等に添付して下さい。
- * 卒業証書の場合は、写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

○指導監督的実務経験の場合（特定建設業 法第15条第2号ロ該当）

「指導監督的実務経験証明書（様式第10号）」及び国家資格者証の写し等を申請書に添付するとともに、「指導監督的実務経験証明書」に記載した全ての工事に係る契約書又は注文書等の写しを添付して下さい。

○大臣特認の場合（特定建設業 法第15条第2号ハ該当）

国土交通大臣の認定書（現在有効なもの）の写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

- ※ 過去に建設業許可業者において専任技術者を務めていた方について、その当時の許可申請書を確認資料としたい場合には、個別にご相談下さい。

6 一般建設業許可の財産的基礎の確認 [新規申請、般特新規、業種追加の場合]

申請時の直前決算期における貸借対照表において、自己資本の額が500万円未満の場合は、申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書の原本を提出して下さい。

- * 証明書記載の証明基準日（発行日でない）が申請直前1か月以内のものを提出
- * 申請の直前決算期における貸借対照表で自己資本の額が500万円以上の場合は省略可
- * 特定建設業については、財務諸表により確認を行うため確認資料は不要

7 健康保険等の加入状況の確認

(1) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係

下記のいずれか（直近のもの）を提出して下さい。

- ① 領収証書の写し
- ② 社会保険料納入証明書の写し
- ③ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書又は被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - * 健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合は、健康保険の適用除外承認書の写し又は適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書を提出して下さい。
なおその場合も、厚生年金保険については上記①②③いずれかの提出が必要です。

(2) 雇用保険関係

下記のいずれか（直近のもの）を提出して下さい。

- ① 労働保険概算・確定保険料申告書の写し及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し
- ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

8 法人番号の確認

国税庁から送付された「法人番号指定通知書」の写し又は「国税庁法人番号公表サイトの法人情報の画面を印刷したもの」を提出して下さい。

国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

9 廃業理由の確認

廃業等の理由が「(5)許可を受けた建設業を廃止したため」以外については、下記資料（写し可）を提出して下さい。

○許可に係る建設業者（個人事業主）が死亡した場合

「戸籍謄本（除籍謄本）」又はその他死亡年月日及び届出者が建設業者の相続人であることが確認できる書類

○法人が合併により消滅した場合

「登記事項証明書」又はその他合併により法人が消滅したことが確認できる書類

○法人が破産手続開始の決定により解散した場合

「破産手続開始通知書」、「官報」又はその他破産手続開始が決定したことが確認できる書類のいずれか

○法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合

「登記事項証明書」

Ⅶ 事業承継（法第17条の2・第17条の3）

これまで建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割及び相続を行った場合、新たに建設業許可を取り直すことが必要であったところ、令和2年10月1日の法改正により、事前の認可を受けることで、建設業者としての地位を承継することとなり、許可に係る建設業の全部を承継することができるようになりました。

認可された場合、許可番号は被承継人のものを引き続き使用することができ、承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができるようになりました。

なお、岐阜県へ申請していただくのは、承継人及び被承継人が共に岐阜県知事許可業者である場合のみとなります。

また、認可申請にかかる審査を円滑に実施するため、認可申請が必要となる場合には、承継人の申請窓口の土木事務所へなるべく早くお申し出のうえ、事前に打ち合わせを行うこととしてください。

（注1）「建設業者としての地位を継承する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

（注2）「許可に係る建設業の全部」とは、許可を受けている建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業継承は認められません。許可を受けている建設業の一部の事業継承を行う場合は、被承継人は当該許可を廃業した上で、承継人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要があります。

VIII その他

○ 許可証明書の交付について

入札参加資格申請等において、現に建設業の許可を有していることを証明する必要がある場合、変更後の内容（商号、代表者等）について証明が必要な場合に申請して下さい。

※ 許可通知書の再発行はできません。

申請窓口	主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所
交付手数料	一通につき 350円
申請方法	「建設業許可証明申請書」の所定欄に「岐阜県収入証紙」を貼付し、申請窓口へ提出して下さい。 * 郵送の場合は、返信用封筒を同封して下さい。

○ 建設業者提出書類の閲覧（法第13条）

岐阜県では、岐阜県知事許可業者が建設業法の規定に基づいて提出した書類が閲覧できるよう閲覧所を設置しています。

建設業者の施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供することが、この閲覧制度の目的です。

閲覧場所	県土整備部技術検査課（岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁7F）
閲覧時間	月曜日、水曜日、金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00
閲覧可能な書類	建設業許可申請書、事業年度終了届出書、変更届出書など

○ 経営事項審査（建設業法第27条の23）

国・地方公共団体等から公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者は、経営事項審査（経営に関する客観的事項の審査）を必ず受けなければなりません。

経営事項審査制度の概要、申請手続等については、下記を参照して下さい。

【岐阜県公式ホームページ：経営事項審査の広場】

トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 経営事項審査の広場

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_8767.html

○ 建設業法に基づく監督処分（法第28条、第29条）

建設業者が不正行為等（法令違反、虚偽申請等）を行った場合、監督処分の対象となります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可取消処分の3種類があります。

○ 個人情報の取扱いについて

建設業許可申請等（変更等の届出を含む。）に係る個人情報の利用目的等については、資料5「個人情報の取扱いについて」をご確認下さい。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法附表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、排水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●ビルの外壁に固定された縦横階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		－ ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付けする工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による構架運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	●「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。相詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付けする工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付けする工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。
	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	－
	ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
	ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、落石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施エアーカー工事、潜水工事	●「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	●「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。相詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付けする工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付けする工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可業務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可業務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。 ● したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ● 「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン設置工事	● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷暖の配管工事などプロセス類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「汚穢施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲排水方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事に該当する。 ● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「汚穢施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはいる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレープ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 「土・工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「土・工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として礎石等をはり付ける工事や法面処理、又は構壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定 鋼構造物工事	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可業務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可業務ガイドライン)
	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、構架工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、間門、水門等の門扉設置工事	●『とび・土エ・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作・加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土エ・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。 ●一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土エ・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」の区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作・加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土エ・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	●『鉄筋工事』とは「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	●舗装工事と併せて施工されることが多いガーデレーン設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土エ・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けられるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事 掘金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属屑板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 掘金加工取付け工事、建築掘金工事	一 ●『建築掘金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨屋の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事でもことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。 したがって板金屋根工事も『掘金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事 塗装工事 防水工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注込防水工事	一 ●『防水工事』には「防水工事」ではなく『とび・土エ・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水工事業、防水工事業とらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具 設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内然力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のよって「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	一
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する業務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のよって「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、黒石のすえ付け等により庭園、公園、緑地の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地蔵工事、黒石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸気性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助段、緩降機、避難梯又は非煙設備の設置工事	●「金属製避難はしご」とは、火災時等により使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等にはこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	●公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	●それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

(※) 特定建設業の営業専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

[illegible]

資格区分	建設業の種類																			
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機
(検定職種)																				
建築大工			○																	
型枠施工			○	○																
左官				○																
とび・とび工					○															○ ※3
コンクリート圧送施工				○																
ウェルポイント施工				○																
冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									○											
給排水衛生設備配管									○											
配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○											
建築板金「ダクト板金作業」						○		○							○					
タイル張り・タイル張り工										○										
築炉・築炉工・れんが積み										○										
ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					○					○										
石工・石材施工・石積み					○															
鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐											○									
鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												○								
工場板金																○				
板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）						○										○				
板金・板金工・打出し板金																○				
かわらぶき・スレート施工						○														
ガラス施工																	○			
塗装・木工塗装・木工塗装工																	○			
建築塗装・建築塗装工																	○			
金属塗装・金属塗装工																	○			
噴霧塗装																	○			
路面標示施工																	○			
量製作・量工																		○		
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		○		
熱絶縁施工																			○	
建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																				○
造園																				○
防水施工																	○			
さく井																				○

職業能力開発促進法
(技能検定)

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

資格区分		建設業の種類																
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗
その他	地すべり防止工事（注2）					○												
	基礎ぐい工事（注3）				○													
	建築設備士（注4）							○	○									
	計装（注5）							○	○									
	解体工事（注6）																	○
	基幹技能者（注7）	種目	登録電気工事基幹技能者					○									○	
			登録橋梁基幹技能者			○					○							
			登録造園基幹技能者														○	
			登録コンクリート圧送基幹技能者			○												
			登録防水基幹技能者														○	
			登録トンネル基幹技能者			○												
			登録建設塗装基幹技能者														○	
			登録左官基幹技能者			○												
			登録機械土工基幹技能者			○												
			登録海上起重基幹技能者											○				
			登録PC基幹技能者			○						○						
			登録鉄筋基幹技能者									○						
			登録圧接基幹技能者									○						
			登録型枠基幹技能者			○												
			登録配管基幹技能者							○								
			登録需・土工基幹技能者			○												
			登録切断穿孔基幹技能者			○												
			登録内装仕上工事基幹技能者														○	
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者															○
			登録エクステリア基幹技能者				○	○			○							
			登録建築板金基幹技能者					○								○		
			登録外壁仕上基幹技能者			○											○	○
			登録ダクト基幹技能者							○								
			登録保温保冷基幹技能者														○	
			登録グラウト基幹技能者			○												
			登録冷凍空調基幹技能者							○								
			登録運動施設基幹技能者			○							○					○
			登録基礎工基幹技能者			○												
			登録タイル張り基幹技能者									○						
			登録標識・路面標示基幹技能者			○											○	
			登録消火設備基幹技能者															○
			登録建築大工基幹技能者			○												
			登録硝子工事基幹技能者													○		
			登録土工基幹技能者			○												
			登録ALC基幹技能者									○						

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注1） 解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。

※1：経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業の技術者に該当する場合は、平成33年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。

※2：技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなります（2級建築施工管理技士（建築）については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません）。

【登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。】

※3：2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとの所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※1と同様の取扱いとなります。

（注2） 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

（注3） 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバール建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

（注4） 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注5） 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

（注6） 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。

（注7） 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

指定学科一覧（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

一般建設業に係る実務経験要件（建設業法第7条第2号ロ）の緩和

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者

岐阜県知事の許可を受けている建設業者(新規許可申請をする者を含む。)の皆様へ

◆◆◆ 重要なお知らせ ◆◆◆
－ 個人情報の取扱いについて －

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

岐阜県知事が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 岐阜県個人情報保護条例第7条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 法令等に定めがあるとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - ④ 出版、報道等により公にされているとき
 - ⑤ 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下この項において「他の実施機関等」という。)に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき

【経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値)申請に係る個人情報の利用目的等】

岐阜県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求(以下「経営事項審査申請等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値)の審査結果に係る個人情報の利用目的等】

岐阜県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果(以下「経営事項審査審査結果」という。)に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査審査結果の通知(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧(公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。)
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 岐阜県個人情報保護条例第7条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 法令等に定めがあるとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - ④ 出版、報道等により公にされているとき
 - ⑤ 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下この項において「他の実施機関等」という。)に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき

技第642号の2

令和3年2月2日

岐阜県建設産業団体連合会長
岐阜県行政書士会長

} 様

岐阜県県土整備部技術検査課長

「建設業許可申請・変更等の手引き」等の一部改正について（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

別添国土交通省通知等を受け、下記のとおり本県における建設業許可事務に関する手引き等の改正を行いましたので、貴会の会員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正する手引き等

- (1) 建設業許可申請・変更等の手引
- (2) 岐阜県知事許可に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

2 主な改正点

- (1) 「建設業許可事務ガイドライン」の改正を受けて、以下について改正を行いました。

一 建設業の許可申請書等の押印廃止

許可申請時等に提出を求めている書類について、押印を不要としました。

- (2) 「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」の改正を受けて、以下について改正を行いました。

一 経営能力（経營業務管理責任者）に関する基準の見直しについて

これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を、建設業者の体制により担保することとして国土交通省令で定める基準が改められました。

「国土交通省令で定める基準」

- ①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること。
- ②適切な社会保険に加入していること。

二 建設業者の地位の継承について

建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割及び相続を行った場合、事前の認可を受けることで、許可に係る建設業の全部を承継できるようになりました。

3 適用日

令和3年1月1日

所 属	技術検査課 建設業係		
係 長	市 原	担当者	藤 原
電話番号	058-272-8504（直通）内線3648		
FAX番号	058-278-2734		